

評価とその有効利用は、一国の水産振興と水産開発を行う礎となるものである。かかる観点で、本計画が同国の社会経済開発に果たす役割は重要であり、本計画を無償資金協力で実施することは妥当であると判断される。さらに、本計画の運営・管理についても、相手国側体制は要員、技術水準、資金ともに十分で、問題はないと考えられる。

しかしながら、本計画の円滑な実施と効果の増大のため、以下の提言をすることとする。

1) 漁業・海洋調査の焦点

水産開発計画、新連邦漁業法において水産資源・海洋構造の把握が重要視されていることから、オンジュク号による今後の漁業・海洋調査計画では、底魚・浮魚資源評価、新漁場開発等幅広い調査研究が課題となっている。これら調査は、調査、分析、そしてフィードバックとしての再調査分析といった過程を通じて、分析精度の高まっていくものであり、それぞれに多大の日数を要する研究活動である。また、調査に参加するメキシコ湾側の各CRIPの管轄水域のみでの分析でなく、例えば、経済水域内といった広域的な分析が果たされて、その最大効果が発揮されるものでもある。かかる点を考慮すると、今後の漁業・海洋調査においては、年度毎の重点調査項目を定め、対象CRIP間の研究計画の調整を十分行うことが、調査活動の効率化に資すると考える。

2) オンジュク号の維持

船舶とは、船体だけを見れば、相当の寿命を有するものである。その延命が依存するのは、機関や搭載設備・機器の維持管理であるとも言える。メキシコ国は、経済危機にもかかわらず多くの船舶を維持してきた技術能力と経験を有すると考える。オンジュク号は、いまや同国水産分野の調査研究を担う貴重な漁業調査船であることを十分考慮し、その維持管理については、より一層の努力をするのが望ましい。

3) 水産加工研究の焦点

本計画にかかる水産加工研究の最大目標は、国内食用消費を対象とした水産加工技術の応用開発となっている。同類の魚種を利用した同様の水産加工品も、各国でその嗜好性、味覚、食事様式、生活形態等に応じたきめの細かい工夫がなされて、新たな食品としての道歩んでいる。さらに、その製造を担う業界が自由競争の下、優良な製品製造を持続することで新食品の利用が確立するといえる。本計画の実施を担うINP、CRIPには、これら諸点の理解が十分であると判断するが、今後の研究活動においては、水産物消費の実態、消費者の動向、市場性、企業化の現実性、水産加工業界の動向等も十分留意しつつ、研究の方向性と焦点を定めるのが望ましい。

付 属 資 料

付 属 資 料

- 付属資料 I 調査団の構成
- 付属資料 II 調査日程
- 付属資料 III 主要面談者リスト
- 付属資料 IV 討議議事録
- 付属資料 V 図表
- 付属資料 VI オンジュク号の運航に関する関連書類
- 付属資料 VII 新連邦漁業法（抜粋、仮訳）

[付属資料 I] 調査団の構成

I-1 基本設計調査

氏 名	担 当 分 野	所 属
田 添 伸	調査団長	農林水産省 水産庁 海洋漁業部 国際課 農林水産技官
藤 田 典 正	無償資金協力	外務省 経済協力局 無償資金協力課 外務事務官
岡 村 憲 二	水産研究所整備計画	オーバークーズ アグロ・フィッシャリーズ コンサルタンツ株式会社
平 山 孝	船体設計	オーバークーズ アグロ・フィッシャリーズ コンサルタンツ株式会社
池 田 陽 治	機関設計	オーバークーズ アグロ・フィッシャリーズ コンサルタンツ株式会社
佐々木 甫	艀装計画	オーバークーズ アグロ・フィッシャリーズ コンサルタンツ株式会社
島 田 宗 宏	水産加工 実験機材	オーバークーズ アグロ・フィッシャリーズ コンサルタンツ株式会社
竹 田 良 子	西語通訳	オーバークーズ アグロ・フィッシャリーズ コンサルタンツ株式会社

I-2 ドラフト・ファイナル・レポート

氏名	担当分野	所属
齋藤 宏	調査団長	国際協力事業団 神奈川国際水産研修センター 研修室 室長代理
小野寺 郁雄	水産協力政策	水産庁 海洋漁業部 国際課 海外漁業協力室管理係長
南 格	無償資金協力	外務省 経済協力局 無償資金協力課
岡村 憲二	水産研究所整備計画	オーバーシーズ アグロ・フィッシャリーズ コンサルタンツ株式会社
平山 孝	船体設計	オーバーシーズ アグロ・フィッシャリーズ コンサルタンツ株式会社
島田 宗宏	水産加工実験機材	オーバーシーズ アグロ・フィッシャリーズ コンサルタンツ株式会社
川澄 直徳	西語通訳	オーバーシーズ アグロ・フィッシャリーズ コンサルタンツ株式会社

[付属資料Ⅱ] 調査日程

Ⅱ-1 基本設計調査

日順	月 日	曜日	業 務 内 容		
			官 団 員	水産研究・加工機材	船体設計・機関・艤装
1	9/ 7	月		成田→メキシコシティー	
2	8	火		メキシコ大使館、JICA事務所表敬訪問 漁業省、INP表敬訪問、インベションレポート説明	
3	9	水		→シウダーデル カルメン	→タンピコ
4	10	木		計画内容協議	計画内容協議
5	11	金		関連施設視察	修理対象箇所技術調査
6	12	土		計画内容協議	修理対象箇所技術調査
7	13	日		→タンピコへ移動	資料整理
8	14	月		ワヅク号上架、タンピコCRIP水産加工施設視察	
9	15	火		船体検査	
10	16	水		(独立記念日)、資料整理	
11	17	木		ワヅク号下架・操船検査、修理対象箇所技術調査	
12	18	金		修理対象箇所技術調査	
13	19	土		資料整理	
14	20	日		タンピコ→マシコシティーへ移動	
15	21	月	成田→マシコシティー	ワヅク号運用計画につきINPと協議	
16	22	火	メキシコ大使館、JICA事務所表敬、漁業省、INP表敬打合せ		
17	23	水	マシコシティー→シウダーデルカルメン、CRIP表敬・日程調整		
18	24	木	計画内容協議		
19	25	金	ワヅク号運転試乗・運航状況確認、計画内容協議		
20	26	土	関連施設視察、計画内容協議		
21	27	日	団内打合せ、資料整理、シウダーデルカルメン→メキシコシティー		
22	28	月	INPと協議、ミニッツ打ち合せ		
23	29	火	ミニッツ署名、大使館、JICA事務所報告		
24	30	水	→ロス	補足調査、資料整理	
25	10/ 1	木	ロス→	補足調査、資料整理	
26	2	金	東京	メキシコシティー→ロス	
27	3	土		ロス→	
28	4	日		東京	

備考： INP : 国立水産研究所、CRIP : 漁業調査研究センター

Ⅱ-2 ドラフト・ファイナルレポート説明

日順	月日	曜日	業 務 内 容
1	11/11	水	成田→ロス→メキシコシティー
2	12	木	JICA事務所表敬訪問 INP表敬訪問、ドラフト報告書の内容説明
3	13	金	ドラフト報告書の内容説明、メキシコシティー→シウダーデルカルメン
4	14	土	水産加工研究施設視察、技術協議
5	15	日	シウダーデルカルメン→メキシコシティー、団内会議
6	16	月	メキシコ大使館、JICA事務所表敬訪問 漁業省、INP表敬訪問
7	17	火	ドラフト報告書の内容協議、ミニッツ内容協議
8	18	水	ミニッツ署名、関係機関報告、外務省表敬・報告
9	19	木	団内会議、資料整理
10	20	金	メキシコシティー→ロス
11	21	土	ロス→
12	22	日	東京

1. 漁業省

氏名	現職
Lic. Carlos CAMACHO Gaos	Subsecretario de Fomento y Desarrollo Pesqueros 漁業次官(水産開発促進担当)
Dr. Jeronimo RAMOS Saenz Pardo	Director General de Asuntos Pesqueros Internacionales 国際局長
Lic. Juan Jose ZAVALA Elias	Director de Cooperacion y Fomento Pesqueros Internacionales 国際協力部長
Lic. Mario ZUL Nieto	Coordinador de Cooperacion Cientifica Tecnica 科学技術協力官

2. 国立水産研究所本部(I N P)

氏名	現職
Dra. Margarita LIZARRAGA	Director General del Instituto Nacional de la Pesca 所長
Ing. y Cap. Octavio A. Diaz Gonzalez	Asesor Especial Investigacion y Operacion 運航計画アドバイザー
Dr. Luis LOPEZ Guerrero	Director de Coordinacion del Instituto Nacional de la Pesca 企画調整局
Ing. Ma. Luz Diaz Lopez	Directora de Investigacion y Desarrollo Tecnologico 調査・技術開発部長

Ing. Leonel F. Bojorquez Landa	Subdirector de Tecnologia Industrial 製品技術副部長
Lic. Raul ZAVALA Verdugo	Subdirector de Tecnologia de Capturas 漁法副部長
Ing. Raul VILLASENOR Talavera	Jefe del Departamento de Artes y Metodos de Pesca 漁具・漁法課長
Biol. Jose L. CASTILLO Geniz	Jefe Depto. Recursos Demersales 底魚資源課長

3. CRIP (Ciudad del Carmen)

氏 名	現 職
Oceano. Leodegario Castro Castro	Director 所長
Oceano. J. Jesus Mimbela S. (Onjuku号運航室)	Sub-director 副所長
Roberto Gonzalez Lopez	Comandante 船長
Antonio Velasco Rios	2/do Comandante 副船長
Ramon de Jesus Viga Rosado	Jefe de Maquinas 機関長
(食品加工技術研究部)	
Ing. Ramon Tapia Martinez	Investigador 研究者
Ing. Rigoberto Rojas Crisostomo	Investigador 研究者
Birg. Glen S. Mora Diaz Barriga	Investigador 研究者
Biologo. Laura Barrera Gardida	Investigador 研究者
Quimica. Guadalupe Torres Jimenez	Tecnico Area Tec. de Alimentos 食品加工研究員

4. CRIP (Tampico)

氏名	現職
Biol. Margarita Ma. Vergara	Directora del CRIP Tampico CRIP-Tampico 所長

5. メキシコ海軍省第一造船所

氏名	現職
Alfredo Enrique Lara	Director del Astillero de Marina Num. "Uno" 所長
Jose J. Montejo del Valle	Jefe de Produccion de Astimaruno 生産課長
Ricardo Lortia Rosas	Supdte. de Proy. Prog. y Presupostos 予算企画監督
Jose L. Alejandro Rosas	Ingeniero Supdte. de Ingenieria de Planta 技師長
Felix Baizabal Manriquez	Supdte. de Const. Naval 設計監督
Ricardo M. Zambrano Castro	Coordinador 調査役
Tomas Arroniz Vargas	Supdte. de Reps. Navales 修理監督
Jose C. Argudin Diaz	Supdte. de Carenado Autonomo 船体監督
Jesus Bielma Rasgado	Supdte. de Recs. y Servs. 營繕監督

6. 外務省

氏名	現職
Ambassador Sandra Fuentes	太平洋局長



IV - 1 基本設計調査

SECRETARIA DE PESCA

MINUTA DE CONVERSACIONES
SOBRE
EL ESTUDIO DE DISEÑO BASICO DEL PROYECTO:

REHABILITACION DEL CENTRO REGIONAL DE INVESTIGACION PESQUERA (CRIP)
DE CIUDAD DEL CARMEN, CAMPECHE, ESTADOS UNIDOS MEXICANOS.

DE CONFORMIDAD A LA SOLICITUD PRESENTADA POR LA SECRETARIA DE PESCA DE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS, EL GOBIERNO DEL JAPON DECIDIO INICIAR CONVERSACIONES A TRAVES DE LA AGENCIA DE COOPERACION INTERNACIONAL DEL JAPON (JICA), PARA REALIZAR EL ESTUDIO DEL DISEÑO BASICO DEL PROYECTO "REHABILITACION DE FACILIDADES Y PROVISION DE EQUIPOS PARA EL CENTRO REGIONAL DE INVESTIGACION PESQUERA DE CIUDAD DEL CARMEN, CAMPECHE", (EL CUAL SE DENOMINARA EN ADELANTE "EL PROYECTO").

PARA TAL EFECTO, LA JICA ENVIO A UNA MISION ENCABEZADA POR EL ING. NOBORU TAZOE, ENCARGADO DE PROGRAMACION E INVESTIGACION DE LA OFICINA DE COOPERACION PESQUERA PARA ULTRAMAR, DIVISION INTERNACIONAL, DE LA AGENCIA DE PESCA, SECRETARIA DE AGRICULTURA SILVICULTURA Y PESCA, DEL 7 DE SEPTIEMBRE AL 2 DE OCTUBRE DE 1992.

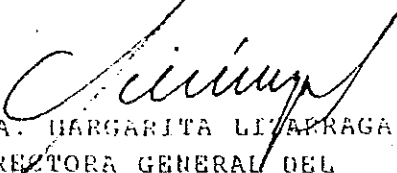
DICHA MISION SOSTUVO ENTREVISTAS CON AUTORIDADES GUBERNAMENTALES DEL SECTOR PESQUERO MEXICANO, LLEVANDO A CABO CONVERSACIONES Y REALIZANDO AL MISMO TIEMPO VISITAS A LOS SITIOS DEL PROYECTO.

COMO RESULTADO DE LAS CONVERSACIONES Y EL ESTUDIO, AMBAS PARTES IDENTIFICARON EL CONTENIDO DEL PROYECTO ADJUNTO. LA MISION CONTINUARA EL ESTUDIO EN EL SITIO Y FORMULARA EL INFORME CON EL DISEÑO BASICO DEL PROYECTO

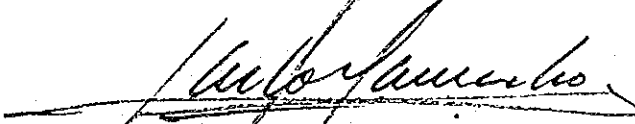
MEXICO, D. F. A 29 DE SEPTIEMBRE, DE 1992.

田添 伸

ING. NABORU TAZOE
JEFE DE LA MISION PARA EL
ESTUDIO DE DISEÑO BASICO.


DRA. MARGARITA LITARRAGA S.
DIRECTORA GENERAL DEL
INSTITUTO NACIONAL DE LA PESCA

COMO TESTIGO DE HONOR


LIC. CARLOS CANACHO GAOS
SUBSECRETARIO DE FOMENTO
Y DESARROLLO PESQUERO
SECRETARIA DE PESCA.



ANEXO 1

SECRETARIA DE PESCA

1.- OBJETIVOS

APOYAR LAS LABORES DE PROMOCION PESQUERA DEL CENTRO REGIONAL DE INVESTIGACION PESQUERA (CRIP) DE CIUDAD DEL CARMEN, PERTENECIENTE AL INSTITUTO NACIONAL DE LA PESCA MEDIANTE:

1.1.- LA REHABILITACION Y EQUIPAMIENTO DEL BUQUE DE INVESTIGACION PESQUERA "ONJUKU",

1.2.- APOYAR LA CONSERVACION Y EL EQUIPAMIENTO DE LA PLANTA PILOTO Y DEL LABORATORIO DE PROCESAMIENTO DE PRODUCTOS PESQUEROS DEL CRIP DE CIUDAD DEL CARMEN

2.- LUGAR DE REALIZACION DEL PROYECTO

CIUDAD DEL CARMEN. APENDICE 1. CRIP DE CIUDAD DEL CARMEN, CAMPECHE, HEROES DEL 21 DE ABRIL SIN NUMERO, COLONIA PLAYA NORTE. TELEFONO 20964, FAX 25844.

3.- LOS ORGANOS RESPONSABLES Y REALIZADOR DEL PROYECTO

3.1.- EL ORGANO RESPONSABLE: LA SECRETARIA DE PESCA

3.2.- EL ORGANO REALIZADOR: EL INSTITUTO NACIONAL DE LA PESCA.

4.- RESULTADOS DEL CONTENIDO DE LAS PLATICAS

LOS RESULTADOS DE LAS CONVERSACIONES SOSTENIDAS Y EL CONTENIDO DEL PROYECTO DEL GOBIERNO DE MEXICO ESTA MENCIONADO EN EL DOCUMENTO ANEXO 2. NO OBTANTE LO ANTERIOR, EL CONTENIDO FINAL SE DETERMINARA A TRAVES DEL ESTUDIO Y ANALISIS A FUTURO.

5.- EL SISTEMA DE COOPERACION FINANCIERA NO REEMBOLSABLE DEL JAPON

EL GOBIERNO DE MEXICO EXPRESO SU ENTENDIMIENTO SOBRE EL SISTEMA DE COOPERACION FINANCIERA NO REEMBOLSABLE DEL JAPON Y, TOMARA LAS MEDIDAS NECESARIAS PARA LA REALIZACION DE ESTE PROYECTO, LAS QUE SE DESCRIBEN EN EL DOCUMENTO ANEXO 3.

6.- PLAN DE ESTUDIO

LOS CONSULTORES DE JICA CONTINUARAN ELABORANDO LOS TERMINOS DEL ESTUDIO EN LA CIUDAD DE MEXICO HASTA EL 2 DE OCTUBRE DE 1992.

JICA FORMULARA UN INFORME BORRADOR QUE SERA PRESENTADO AL GOBIERNO DE MEXICO ALREDEDOR DE NOVIEMBRE DE 1992. DE ACUERDO A LOS RESULTADOS QUE EN ESTA OCASION SE OBTENGAN, JICA ENVIARA EL INFORME FINAL APROXIMADAMENTE EN FEBRERO DE 1993.



SECRETARIA DE PESCA

ANEXO 2

LA DEFINICION DE LAS PRIORIDADES SON LAS SIGUIENTES:

PARA LA REHABILITACION DEL BUQUE DE INVESTIGACION PESQUERA DENOMINADO "ONJUKU"

- 1.- CASCO Y MOTOR.
- 2.- EQUIPOS PARA LA NAVEGACION Y LA COMUNICACION.
- 3.- ALOJAMIENTOS Y SERVICIOS DE CAMARA (INCLUYE SERVICIOS DE COMEDOR Y COCINA).
- 4.- REHABILITACION DE LOS EQUIPOS DE PESCA Y REFRIGERACION.
- 5.- EQUIPOS PARA LA INVESTIGACION PESQUERA Y OCEANOGRAFICA.

PARA LA PLANTA PILOTO DE PROCESAMIENTO DE PRODUCTOS PESQUEROS

- 1.- EQUIPOS PARA EXPERIMENTACION DE PROCESAMIENTO DE PESCADO Y SURIMI, ASI COMO FABRICA DE HIELO Y SISTEMA DE ENFRIAMIENTO DE AGUA.
- 2.- EQUIPOS DE EXPERIMENTACION PARA PROCESAMIENTO DE ENLATADO.
- 3.- EQUIPOS DE EXPERIMENTACION PARA EL PROCESAMIENTO DE SECO SALADO Y ARRUADO.
- 4.- EQUIPOS DE ANALISIS



SECRETARIA DE PESCA

ANEXO 3

LOS CARGOS Y COMPROMISOS QUE ASUMIRA EL GOBIERNO DE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS, AL APROBARSE EL CONVENIO DE COOPERACION FINANCIERA NO REEMBOLSABLE, SERAN LOS SIGUIENTES:

1.- EL GOBIERNO DE MEXICO SE COMPROMETE A TRASLADAR PARA SU REHABILITACION EL BUQUE DE INVESTIGACION PESQUERA (BIP) "ONJUKU", DE MEXICO A JAPON Y DE JAPON A MEXICO, TOMANDO LAS PREVISIONES NECESARIAS PARA ASEGURAR EL TRASLADO ANTES DE LA FECHA DE REPARACION.

1.1.- HASTA EL INICIO DE LA REHABILITACION DEL BIP "ONJUKU", MEJORAR SU NIVEL DE MANTENIMIENTO Y CONSERVACION ACTUAL.

1.2.- LA PARTE MEXICANA COOPERARA EN LA OBRA DE REPARACION PRELIMINAR DEL BARCO, ANTES DEL TRASLADO A JAPON.

2.- REALIZAR LAS OBRAS DE ADAPTACION Y REUBICACION DE LOS EQUIPOS COMO EL DE ENLATADO, EL DE CONGELADOR DE PLACAS Y OTROS.

3.- EN CUANTO AL MANEJO DE LOS RESIDUOS Y DESAGUES DERIVADOS DE LOS EXPERIMENTOS DE PROCESAMIENTO DE PRODUCTOS PESQUEROS, SE RESPETARAN LAS NORMAS ECOLOGICAS MEXICANAS Y SE TOMARAN LAS MEDIDAS DE PROTECCION AL MEDIO AMBIENTE.

4.- GARANTIZAR QUE LOS PROCEDIMIENTOS ADUANALES QUE SE REQUIERAN SE REALICEN SIN DEMORA, PARA LA INTERNACION Y TRASLADO DE LOS EQUIPOS.

5.- PAGAR LA COMISION QUE RESULTE DE LA TRANSFERENCIA DE FONDOS AL BANCO DE CAMBIO EXTRANJERO DEL JAPON, POR SU SERVICIO BASADO EN EL ACUERDO INTERBANCARIO.

6.- ASUMIR LOS COSTOS DE INCLUIDOS EN LA COOPERACION FINANCIERA NO REEMBOLSABLE.

7.- ASEGURAR LAS FACILIDADES NECESARIAS PARA EL INGRESO Y ESTADIA DEL PERSONAL JAPONES REQUERIDO PARA EJECUTAR LOS SERVICIOS BASADOS EN EL CONTRATO AUTORIZADO.

8.- MANTENER Y UTILIZAR ADECUADA Y EFICIENTEMENTE, TODOS LOS EQUIPOS Y MATERIALES REHABILITADOS Y SUMINISTRADOS POR LA COOPERACION FINANCIERA NO REEMBOLSABLE.

N. T.

[基本設計調査時討議事録・仮訳]

メキシコ合衆国カンペチェ州シウダーデルカルメン地域漁業研究センター(CRIP)整備計画

基本設計調査に関する討議事録

メキシコ合衆国の要請に基づき、日本国政府は「カンペチェ州シウダーデルカルメン地域漁業研究センター整備計画」(以下、「計画」という)に関する基本設計調査を実施することを決定し、国際協力事業団(以下、JICAという)を通じ連絡をとった。

JICAは、1992年9月7日から10月2日までの予定で、農林水産省水産庁海洋漁業部国際課海外漁業協力室企画調査班農林水産技官 田添 伸氏を団長とする調査団を派遣した。

調査団は、メキシコ政府の漁業関係者と本計画に関して一連の協議を行なうとともに、現地調査を行なった。

協議及び調査の結果、双方は別添に示す内容を確認した。調査団は引き続き現地調査を行ない、「計画」を基本設計調査報告書に取り纏める。

於 メキシコ市 1992年9月29日

田添 伸
基本設計調査団団長

マルガリータ・リサガ
国立水産研究所所長

名誉証人

カルロス・カマチョ・ガリス
漁業省水産開発促進担当次官

(付属資料1)

1. 本計画の目的

本計画は、以下の活動を通じて国立水産研究所(INP)に所属するシウダーデルカルメンの地域漁業研究センター(CRIP)の漁業研究を支援することである。

1. 1 漁業調査船“Onjuku号”の修復・整備を行う。
1. 2 Ciudad del Carmen CRIPにおける水産加工技術研究施設の修復・整備を行う。

2. 計画対象地(別添1参照)

住所：CRIP DE CIUDAD DEL CARMEN, CAMPECHE, HEROES DEL 21 DE ABRIL SIN NUMERO,
COLONIA PLAYA NORTE

電話：20964

ファックス：25844

3. 責任機関及び実施機関

- (1) 責任機関：漁業省
- (2) 実施機関：国立水産研究所

4. 協議の結果及びメキシコ政府の「計画」の内容にかかる優先順位は付属資料2のとおり。ただし、最終的な内容は、以後の調査・解析を経て決定することとする。

5. 日本の無償資金協力制度

メキシコ政府は、日本の無償資金協力の制度に理解を示し、本計画を実施するために付属資料3に記載されている必要措置をとる。

6. 調査の予定

JICAのコンサルタントは、1992年10月2日までメキシコ・シティーに滞在し、調査を継続する。

JICAはドラフト・レポートを作成し、1992年11月ごろメキシコ政府に説明調査団を派遣する。その結果を踏まえ、JICAはファイナル・レポートを完成させ、1993年2月頃それを送付する。

(付属資料2)

優先順位は次のとおり

(1) 漁業調査船“Onjuku”号の修復・整備

1. 船体と機関
2. 航海計器と通信機器
3. 居住区(厨房含む)
4. 漁撈・保蔵装置
5. 漁業調査・海洋調査機器

(2) 水産加工技術研究施設の整備

1. 落し身・スリ身加工実験設備(製氷・冷凍設備等を含む)
2. 缶詰加工実験機器
3. 塩干・くん製加工実験設備
4. 分析機器類

(付属資料 3)

無償資金協力が実施された場合のメキシコ合衆国負担事項は以下のとおりである。

1. メキシコ政府は、漁業調査船“Onjuku”号の修復のため、修理開始前までにメキシコから日本へ回航し、日本からメキシコまで回航を行うことを約束する。
 - 1-1 “Onjuku”号の修復が開始されるまで、その保守・整備状況の程度を現状より以状の程度に保持する。
 - 1-2 メキシコ側は、船舶が日本に回航する前の事前修理に協力する。
2. 既存缶詰加工実験設備の移設、コンタクトフリーザーの据付け等の整備工事を行う。
3. 水産加工実験による残さい処理・排水処理について、メキシコ環境基準を満たした環境保護対策を講じる
4. 機材のメキシコ搬入に必要な通関手続き、及び国内移動手続きを遅滞なく行う事を保証する。
5. 銀行間取り決めに基づく日本外国為替銀行の銀行業務に対して、手数料を支払う。
6. 無償資金協力にて負担される以外のすべての費用を負担する。
7. 認証された契約に基づく業務を遂行するために必要な日本国民に対し、メキシコへの入国または滞在に必要な便宜を図る。
8. 無償資金協力にて修復・調達されるすべての資機材・部材の適切かつ効率的な維持及び使用を行う。



SECRETARIA DE PESCA

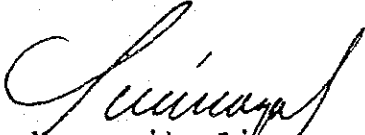
MINUTA DE CONVERSACIONES
PARA LA PRESENTACION DEL BORRADOR DEL INFORME FINAL
DEL PROYECTO DE DISEÑO BASICO
PARA LA REHABILITACION DEL CENTRO REGIONAL DE INVESTIGACION
PESQUERA (CRIP) DE CIUDAD DEL CARMEN, CAMPECHE, ESTADOS UNIDOS
MEXICANOS

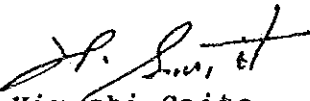
En el mes de Septiembre de 1992 la Agencia de Cooperación Internacional del Japón (JICA) envió a México, una Misión para evaluar el Estudio del Diseño Básico del Proyecto de Rehabilitación del Centro Regional de Investigación Pesquera de Ciudad del Carmen, Campeche. Después de realizar el análisis técnico de las entrevistas y conversaciones llevadas a cabo con las autoridades gubernamentales del sector pesquero mexicano y de las visitas a los sitios del proyecto, dicha Misión presentó un borrador de Informe final en el que se expresa la necesidad de realizar el citado Proyecto.

Con la finalidad de comentar el contenido del borrador del Informe final, JICA envió a México del 11 al 22 de Noviembre de 1992, una misión encabezada por el señor Hiroshi Saito, Vicedirector de la División de Entrenamiento del Centro Internacional de Entrenamiento de Pesquerías de Kanagawa de JICA.

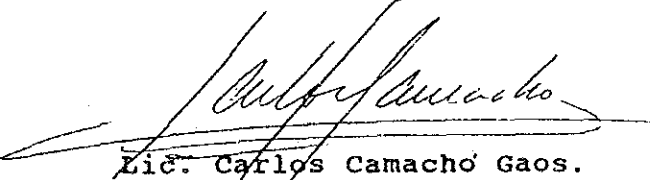
Como resultado de las conversaciones sobre el citado informe, ambas partes convinieron en comunicar a sus respectivos Gobiernos los avances que se han registrado en el desarrollo del Proyecto.

México D.F., a 18 de Noviembre de 1992.


Dra. Margarita Lizarraga S.
Directora General del
Instituto Nacional de la
Pesca.


Ing. Hiroshi Saito
Lider de la Misión de JICA

Como Testigo de Honor


Lic. Carlos Camacho Gaos.
Subsecretario de Fomento y
Desarrollo Pesqueros.



SECRETARIA DE PESCA

RESULTADO DE LAS CONVERSACIONES.

1.- Ambas Partes, las autoridades mexicanas y la Misión de JICA están básicamente de acuerdo en el contenido del borrador del Informe final.

2.- Sistema de Cooperación Financiera No Reembolsable del Japón.

- (1) La Misión de JICA explicó ampliamente a las autoridades mexicanas el Sistema de Cooperación Financiera no Reembolsable. La parte mexicana manifestó su acuerdo sobre la información recibida.
- (2) Las autoridades mexicanas llevarán a cabo los trámites de la Cooperación Financiera no Reembolsable, según las directrices de esta cooperación, cuando se aplique al presente Proyecto.
- (3) Cuando la Cooperación Financiera no Reembolsable se aplique al presente Proyecto, las autoridades mexicanas tomarán las medidas mencionadas en el documento anexo para posibilitar la ejecución de las actividades en forma armoniosa.

3.- Objetivo de la Cooperación del BIP ONJUKU.

Las autoridades mexicanas manifestaron que la utilización y operación del BIP ONJUKU será exclusivamente para fines de Investigación Pesquera y Oceanográfica.

4.- Actividades Futuras.

JICA formulará y presentará aproximadamente en Febrero de 1993 el Informe final basándose en los acuerdos alcanzados en las conversaciones entre ambas partes.

21-8



SECRETARIA DE PESCA

ANEXO.

Los compromisos que asumirá el Gobierno de los Estados Unidos Mexicanos, al aprobarse el convenio de cooperación financiera no reembolsable, serán los siguientes:

1. Trasladar para su rehabilitación el Buque de Investigación pesquera (BIP) "ONJUKU", de México a Japón y de Japón a México, tomando las previsiones necesarias para asegurar el traslado antes de la fecha de reparación.
 - 1-1 Hasta el inicio de la rehabilitación del BIP "ONJUKU", mejorar el nivel de mantenimiento y la conservación del Buque.
 - 1-2 La parte mexicana cooperará en la obra de reparación preliminar del barco antes de su traslado a Japón.
2. Realizar las obras de adaptación y reubicación de los equipos como el de enlatado y otros.
3. En cuanto al manejo de los residuos y desagües derivados de los experimentos de procesamiento de productos pesqueros, se respetarán las normas ecológicas mexicanas y se tomarán las medidas de protección al ambiente.
4. Garantizar que los procedimientos aduanales que se requieran se realicen sin demora, para la internación y traslado de los equipos.
5. Pagar la comisión Interbancaria que resulte de la transferencia de fondos al banco de cambio extranjero del Japón.
6. Asumir los otros costos no incluidos en la cooperación financiera no reembolsable.
7. Asegurar las facilidades necesarias para el ingreso y estadía del personal japonés requerido para ejecutar los servicios basados en el contrato autorizado.
8. Mantener y utilizar adecuada y eficientemente, todos los equipos y materiales rehabilitados y suministrados por la cooperación financiera no reembolsable.

2 p.h.



SECRETARIA DE PESCA

ANEXO 1

POR EL INSTITUTO NACIONAL DE LA PESCA:

Dra. Margarita Lizarraga Saucedo.
Directora General del Instituto Nacional de la Pesca.

Ing. Maria Luz Díaz López.
Directora de Investigación y Desarrollo Tecnológico.

Lic. Javier Orozco Pulido.
Director de Programación y Coordinación.

Cap. Octavio A. Díaz González.
Asesor Especial de Investigación y Operación.

Ocean.. Leodegario Castro Castro.
Director del Centro Regional de Investigación Pesquera de Ciudad del Carmen.

Lic Raúl Zavala Verdugo
Subdirector de Tecnología de Capturas.

Ing. Leonel Bojorquez Landa.
Subdirector de Tecnología de Alimentos.

Ing. Raúl Villaseñor Talavera.
Jefe del Departamento de Artes y Métodos de Pesca.

Biól.. Ramón Cruz Santabalbina.
Jefe del Departamento de Poblaciones y Estadística

Biól.. Lilia Ruiz Villanueva
Investigadora

LOS MIEMBROS DE LA MISION

(1) Miembros del Gobierno

1. Saito, Hiroshi: Jefe de la Misión

Vicedirector, División de Entrenamiento, Centro Internacional de Entrenamiento de Pesquerías, de Kanagawa, JICA.



SECRETARIA DE PESCA

2. Onodera, Ikuo: Política de Cooperación Pesquera

Oficial Jefe de la Sección de Subvenciones de Pesquerías, Oficina de Cooperación Pesquera Internacional, División de Asuntos Internacionales, Agencia de Pesca.

3. Minami, Itaru: Planificador de Subvención Cooperación Financiera no Reembolsable, División Cooperación Financiera no Reembolsable, Dirección General de Cooperación Económica, Ministerio de Relaciones Exteriores.

(2) Miembros Consultores de Overseas Agrofiseries Consultants, CO., LTD.

1. Okamura, Kenji: Plan de Rehabilitación del Centro
2. Hirayama, Takashi: diseño de Casco
3. Shimada, Munehiro: Equipos para Procesamiento Pesquero.
4. Kawasumi, Naonori: Interprete.

20.8

[ドラフト・レポート説明時討議議事録・仮訳]

メキシコ合衆国カンペチェ州シウダー・デル・カルメン漁業調査研究センター
整備計画基本設計調査ドラフト・レポート説明に関する討議議事録

1992年9月に日本の国際協力事業団（JICA）は、カンペチェ州シウダー・デル・カルメン市の漁業調査研究センター（CRIP）整備計画の基本設計内容を評価するためにメキシコ合衆国に調査団を派遣した。漁業部門担当のメキシコ当局者との協議および会見の内容の技術的な検討を行い、さらに計画実施予定地を視察した結果、その後、同調査団は最終ドラフト・レポートを提出し、この中で計画の実施の必要性を表明した。

最終ドラフト・レポートの内容を説明する目的でJICAは1992年11月11日から22日の期間中、国際協力事業団神奈川水産研修センター研修室室長代理齋藤 宏氏を団長とする調査団をメキシコ合衆国に派遣した。

同レポートに関する各種協議の結果、双方は計画の進捗状況を各々の政府当局に報告することで合意に至った。

於 メキシコ・シティー 1992年11月18日

マルガリータ・リサラガ博士
国立水産研究所所長

国際協力事業団 神奈川水産研修センター
研修室室長代理 齋藤 宏

名誉証人

カルロス・カマチョ・ガオス
漁業省水産開発促進担当次官

協議結果

1. ドラフトレポート内容

メキシコ側は調査団によって提出されたドラフトレポートの内容を基本的に合意した。

2. 日本の無償資金協力のシステム

- (1) JICA調査団はメキシコ側当局者に対して日本の無償資金協力のシステムに関する広範囲な説明を行った。メキシコ側は説明内容に対して同意を示した。
- (2) 本計画に対して無償資金協力が行なわれる場合、メキシコ側は無償資金協力のガイドライン等に記載されている条項に従って無償資金協力の諸手続を行う。
- (3) 本計画に対して無償資金協力が適用される場合、メキシコ当局は各種手続の円滑な進行を可能にするために、付属資料に述べる各種の施策を実施するものとする。

3. オンジュク号の運用目的

メキシコ当局者は「オンジュク」号を漁業・海洋調査のみに限って使用することを表明した。

4. 今後のスケジュール

JICAは双方の協議の結果として合意した事柄に基づき、最終報告を1993年2月頃に作成し、提出するものとする。

(付属資料)

無償資金協力が承認された場合のメキシコ合衆国負担事項は以下の通りである。

1. 漁業調査船「オンジュク」号を整備のためにメキシコから日本、そして日本からメキシコに回航し、整備工事開始予定日以前に所定の場所に到着するために必要な措置をとる。
 - 1-1 “Onjuku”号の修復が開始されるまで、その保守・整備状況の程度を現状より以上の程度に保持する。
 - 1-2 メキシコ側は、船舶が日本に回航する前の事前修理に協力する。
2. 既存缶詰加工実験設備の移設等の整備工事を行う。
3. 水産加工実験による残さい処理・排水処理について、メキシコの環境基準を満たした環境保護対策を講じる。
4. 機材のメキシコ搬入に必要な通関手続き、及び国内移動手続きを遅滞なく行う事を保証する。
5. 日本の外国為替銀行に資金の送金を行うため必要な銀行手数料を支払う。
6. 無償資金協力にて負担される以外のすべての費用を負担する。
7. 認証された契約に基づく業務を遂行するために必要な日本国民に対し、メキシコへの入国または滞在に必要な便宜を図る。
8. 無償資金協力にて修復・調達されるすべての資機材・部材の適切かつ効率的な維持及び使用を行う。

(付録)

国立水産研究所本部 (I N P)

Dra. Margarita Lizarraga Saucedo

I N P 所長

Ing. Maria Luz Díaz López

調査・技術開発部長

Lic. Javier Orozco Pulido

企画推進部長

Cap. Octavio A. Díaz González

運航計画アドバイザー

Ocean.. Leodegario Castro Castro

シウダーデルカルメン C R I P 所長

Lic Raúl Zavala Verdugo

漁法副部長

Ing. Leonel Bojorquez Landa

製品技術副部長

Ing. Raúl Villaseñor Talavera

漁具・漁法課長

Biól.. Ramón Cruz Santabalbina

漁業統計課長

Biól.. Lilia Ruiz Villanveva

研究者

(付録) 調査団のメンバー

(1) 官団員

1. 齋藤 宏：調査団長

国際協力事業団神奈川国際水産研修センター研修室長代理

2. 小野寺 郁雄：水産協力政策

水産庁海洋漁業部国際課海外漁業協力室管理係長

3. 南 格：無償資金協力

外務省経済協力局無償資金協力課

(2) コンサルタント団員

1. 岡村 憲二：水産研究所整備計画

オーバーシーズ・アグロフィッシャリーズ・コンサルタント株式会社

2. 平山 孝：船体設計

オーバーシーズ・アグロフィッシャリーズ・コンサルタント株式会社

3. 島田 宗宏：水産加工実験機材

オーバーシーズ・アグロフィッシャリーズ・コンサルタント株式会社

4. 川澄 直徳：西語通訳

オーバーシーズ・アグロフィッシャリーズ・コンサルタント株式会社

表2-1 経済指標の変遷

指 標	1976~1985									
	年平均	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	
実質経済成長率(%)		-	3.6	2.6	-3.8	1.7	1.4	3.1	3.9	
消費物価上昇率(年末比:%)	40.0	80.8	59.2	63.7	105.7	159.2	51.7	19.7	29.9	

(出所) メキシコ中銀資料

表2-2 漁獲量と水揚量の推移

(単位：トン/年)

年 度	漁獲量	水揚量
1940	—	24,595
1945	—	52,219
1950	—	77,156
1955	—	76,962
1960	—	142,317
1965	—	187,922
1970	—	254,472
1971	—	285,654
1972	—	301,890
1973	431,370	358,000
1974	461,000	389,969
1975	535,779	451,330
1976	628,587	524,689
1977	673,870	562,106
1978	818,511	703,501
1979	1,002,925	850,525
1980	1,257,148	1,058,556
1981	1,565,465	1,363,976
1982	1,356,305	1,160,179
1983	1,075,547	926,626
1984	1,134,592	992,694
1985	1,255,888	1,099,046
1986	1,357,000	1,176,859
1987	1,464,841	1,280,882
1988	1,394,175	1,236,886
1989	1,519,882	1,336,416
1990	1,461,100 *	—
1991	1,483,100 *	—

*印は参考値、—印は資料なしを示す。

(出所：漁業省水産統計)

表2-3 主要魚種別・地域別漁獲量(1989年)

(単位: トン/年)

魚種	計	太平洋側	メキシコ側	内陸部
イワシ類	511,343	509,276	2,067	—
マグロ類	116,812	116,459	353	—
カタクチイワシ類	105,359	105,359	—	—
クロサギ類	85,274	50,669	26,029	8,576
エビ類	74,804	50,728	24,076	—
カキ類	56,599	4,468	52,131	—
海藻	45,311	45,311	—	—
二枚貝	27,583	26,667	845	71
コイ類	22,504	6,730	4,166	11,608
サバ類	20,003	20,003	—	—
サメ類	17,960	11,097	6,863	—
ハガツオ類	15,127	15,111	16	—
タコ類	13,436	1,321	12,115	—
ボラ類	12,875	4,877	7,998	—
スマ	12,459	12,037	422	—
小型サメ類	12,378	6,484	5,894	—
ハタ類	11,717	116	11,601	—
サワラ類	10,773	4,328	6,445	—
カニ類	10,156	4,182	5,974	—
その他	337,409	172,964	147,195	17,250
合計	1,519,882	1,168,187	314,190	37,505

(出所: 漁業省水産統計)

表2-4 州別水揚量・水揚高(1989年)

州名	水揚量 (トン/年)	水揚高 (前ペソ/年)
太平洋岸州(小計)	992,395	1,926,201
バハカリフォルニア	239,334	227,979
南バハカリフォルニア	82,757	200,791
ソノラ	379,105	346,627
シナロア	157,061	651,982
ナヤリット	13,792	45,554
ハリスコ	21,578	71,146
ユリマ	7,046	26,706
シコアカン	41,249	116,874
ゲレロ	19,548	70,299
オハカ	12,235	71,232
チャパス	18,690	97,011
メキシコ湾岸州(小計)	306,528	1,106,066
タマウリパス	53,661	277,958
ベラクルス	111,873	282,241
タバスコ	40,064	89,176
カンペチェ	57,753	286,538
ユカタン	38,208	127,325
キンタロー	4,969	42,828
内陸州(小計)	37,493	98,836
合計	1,336,416	3,131,103

(出所：漁業省水産統計)

表2-5 地域別登録漁船数(1989年)

(単位:隻)

	沖 合 漁 業 船						
	計	小計	エビトロール	マグロ巻網	イワシ巻網	魚トロール	沿岸小型漁船
太平洋岸州(小計)	36,904	1,930	1,521	82	118	209	34,974
バハカリフォルニア	2,487	252	66	70	42	74	2,235
南バハカリフォルニア	2,258	72	38	—	8	26	2,186
ソノラ	3,447	653	591	—	50	12	2,794
シナロア	8,209	591	529	10	17	35	7,618
ナヤリット	2,003	56	44	—	—	12	1,947
ハリスコ	2,594	17	11	—	—	6	2,577
ユリマ	1,100	53	29	—	—	24	1,047
シコアカン	3,114	9	9	—	—	—	3,105
ゲレロ	4,235	23	17	—	—	6	4,212
オハカ	2,702	171	160	2	1	8	2,531
チャバス	4,755	33	27	—	—	6	4,722
メキシコ湾岸州(小計)	33,846	1,358	830	3	—	525	32,488
タマウリパス	5,834	184	175	—	—	9	5,650
ベラクルス	15,413	177	98	3	—	76	15,236
タバスコ	6,076	62	22	—	—	40	6,014
カンペチェ	3,372	500	472	—	—	28	2,872
ユカタン	2,138	378	33	—	—	345	1,760
キンタロー	1,013	57	30	—	—	27	956
内陸州(小計)	2,936	—	—	—	—	—	2,936
合 計	73,686	3,288	2,351	85	118	734	70,398

(出所:漁業省水産統計)

表2-6 水産加工利用の推移

(単位：トン/年)

年度	水揚量	加工利用総量	冷蔵加工	缶詰加工	魚粉加工等	その他加工
1979	850,525	593,541	99,016	106,272	384,669	3,584
1982	1,160,179	801,646	162,608	110,262	524,399	4,377
1985	1,099,046	703,245	155,884	139,421	402,486	5,454
1986	1,176,859	717,475	142,292	120,399	449,650	5,134
1987	1,280,882	754,846	147,566	114,165	487,349	5,766
1988	1,236,886	703,870	149,451	121,112	425,158	8,149
1989	1,336,416	767,630	147,424	118,028	493,173	9,005

(出所：漁業省水産統計)

表2-7 州別水産加工利用状況(1989年)

(単位: トン/年)

州名	水揚量	加工利用総量	冷蔵加工	缶詰加工	魚粉加工等	その他加工
太平洋岸州(小計)	992,395	690,157	93,894	105,471	483,901	6,891
バハカリフォルニア	239,334	156,068	10,388	46,127	97,780	1,773
南バハカリフォルニア	82,757	52,291	10,840	13,401	23,252	4,798
ソノラ	379,105	359,821	26,847	12,585	320,275	114
シナロア	157,061	106,645	33,029	33,358	40,052	206
ナヤリット	13,792	1,625	1,057	—	568	—
ハリスコ	21,578	8,930	8,930	—	—	—
ユリマ	7,046	77	77	—	—	—
シコアカン	41,249	1,487	1,487	—	—	—
ゲレロ	19,548	56	56	—	—	—
オハカ	12,235	3,133	1,159	—	1,974	—
チャパス	18,690	24	24	—	—	—
メキシコ湾岸州(小計)	306,528	68,923	53,530	12,557	2,073	763
タマウリパス	53,661	15,310	14,361	865	—	84
ベラクルス	111,873	3,398	55	3,124	219	—
タバスコ	40,064	10,278	1,687	8,568	—	23
カンペチェ	57,753	16,539	16,492	—	—	47
ユカタン	38,208	21,748	19,318	—	1,854	576
キンタロー	4,969	1,650	1,617	—	—	33
内陸州(小計)	37,493	8,550	—	—	7,199	1,351
合計	1,336,416	767,630	147,424	118,028	493,173	9,005

表 2 - 8 水産物消費量の推移

年 度	1979	1982	1985	1986	1987	1988	1989	1990 *	1991 *
消費量(トン/年)	942,775	1,217,965	1,021,409	1,050,663	1,128,837	1,215,040	1,359,738	1,266,572	1,301,512
直接消費	389,544	611,258	696,606	631,877	699,823	719,158	733,265	874,657	827,784
間接消費	553,231	606,707	324,803	418,786	429,014	495,882	626,473	391,915	473,728
消費量(kg/1人当り)	14.47	16.68	13.01	13.21	13.92	14.69	15.85	15.62	15.72
直接消費	5.98	8.37	8.87	7.95	8.62	8.70	8.55	10.78	10.00
間接消費	8.49	8.31	4.14	5.26	5.30	5.99	7.30	4.84	5.72

備考：*印は参考値を示す。
 (出所：漁業省水産統計)

表2-9 水産物消費の構成 (1989年)

構 成	消費量 (トン/年)	1人当り消費量 (kg/年)
直接消費	733,265	8.55
サメ類	28,107	0.33
イカ類	7,040	0.08
エビ類	30,624	0.36
クロサギ類	82,471	0.96
カキ類	56,213	0.66
イワシ類	91,328	1.06
マグロ類	64,336	0.75
その他魚類	180,271	2.10
甲殻類	47,016	0.56
その他	144,859	1.69
間接消費	626,473	7.30
合 計	1,359,738	15.85

(出所：漁業省水産統計)

表2-10 水産物輸出入(1989年)

品目	量 (トン/年)	金額 (千ドル/年)
輸 出	190,979	523,677
アワビ	815	27,011
海藻	45,231	19,902
マグロ類	83,483	72,967
エビ類	25,922	338,073
イセエビ類	954	18,473
その他	34,574	47,251
輸 入	63,749	48,313
マグロ類	910	2,601
タラ類	711	2,944
イカ類	1,033	567
魚油	13,759	3,268
魚粉	40,863	18,281
その他	6,473	20,652

(出所：漁業省水産統計)

表 3-1 I N P 予 算
(千ペソ)

年 度	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992 (8月まで)
人 件 費	1,306,300	2,081,000	5,601,000	8,514,000	10,944,000	13,156,500	15,539,000
プロジェクト運営費	538,400	949,300	1,612,600	1,090,300	4,910,000	7,104,000	14,819,000
維持管理費	164,000	304,500	825,000	1,040,000	1,650,000	1,850,000	8,575,000
機材購入費	175,300	215,000	600,000	150,000	1,100,000	3,503,000	6,943,100
合 計	2,184,000	3,549,800	8,638,600	10,794,300	18,604,000	25,613,500	45,876,100

表 3 - 2 シウダーデルカルメン CRIP 予算
(千ペソ)

	1989	1990	1991	1992 (8月末まで)
プロジェクト運営費	65,015	65,490	207,422	267,206
維持管理費	14,536	47,188	82,988	140,000
機材購入費	50,000	75,000	100,000	300,000
	129,551	187,678	390,410	707,206

備考：人件費を除く。

[付属資料 VI] オンジュク号の運航に関する関連書類

官報 1987年 7月10日(金)

1979年12月18日付官報で発表された1979年12月11日付大統領令において、オンジュク号とアレハンドロ・デ・ウンボルト号の運行と維持管理は、漁業の科学調査計画を実行するため海軍省に依託された。

現在、海軍省は本業務にあたるため、漁業省に割当てられた予算で対象船舶の運行をしている。しかしながら、その運行業務を敏速に行うためには、海軍省の予算に上述の維持管理費を計上したほうがよいと思慮する。

そのため予算企画省は、既述の船舶が水産科学調査活動を最適に取り行えるよう相応の予算を海軍省に対し与える必要がある。これらに関して以下を公布する。

協定

- 第一 海軍省は海軍で訓練された乗組員をもって漁業科学調査船オンジュク号とアレハンドロ・デ・ウンボルト号の運行を行う。
- 第二 本協定に従った船舶の運行・維持管理にかかる経費は、予算企画省を通じて連邦政府が許可した予算で海軍省が負担するようになる。それまでの間は漁業省に許可された予算で運行を継続する。
- 第三 本協定に言及された船舶の運行は、漁業省が作成した調査計画に基づき運行される。そのために、漁業省は自らの予算で漁業の専門調査員を乗船させ、漁業の科学調査にのみ従事させる。漁業省は科学調査の結果生じた漁獲物の利用を決定する。
- 第四 漁業省は、その調査計画に基づき海軍省と調整を取りながら調査目標を成就させる。そのためには海軍省は、本協定が取り扱う船舶の維持管理を取り行う。

暫定措置

- 第一 本協定をもって1979年12月18日発行の官報を廃棄する。
- 第二 本協定が言及する予算の割当てが実行されるまで、海軍省は漁業省に与えられた予算額で運行を続ける。
- 第三 本協定は発行日の翌日に効力を発する。

署名日時：1987年 6月22日

署名者	：連邦政府大統領	ミゲル・デラマドリッド
	海軍大臣	ミゲル・アンヘル・ゴメス・オルテガ
	予算企画大臣	カルロス・サリーナス・デゴルタリ
	漁業大臣	ペドロ・オヘーダ・パウジャーダ



SECRETARIA
DE
MARINA

DIRECCION GENERAL DE OCEANOGRAFIA NAVAL
JEFATURA
XII/100
AMPP/739/92
OFICIO NUM.

ASUNTO: Se enfatiza en torno al uso actual o futuro, relacionado con el buque de investigación científica marina: "ONJUKU".

México, D.F., 17 de noviembre de 1992.

SAITO HIROSHI
JEFE DE LA MISION
VICE DIRECTOR
DIVISION DE ENTRENAMIENTO
CENTRO INTERNACIONAL DE
ENTRENAMIENTO DE PESQUERIA
J I C A.

La SECRETARIA DE MARINA, DIRECCION GENERAL DE OCEANOGRAFIA NAVAL, en su parte civil, desde el 10 de enero de 1980, fecha en que el buque de investigación científica "ONJUKU", es operado por la SECRETARIA DE MARINA.

Para cumplir con el Acuerdo Presidencial de México, en apoyo al programa de investigación de pesca, del Instituto Nacional de la Pesca, la DIRECCION GENERAL DE OCEANOGRAFIA NAVAL AYUDA Y COLABORA con la operación y mantenimiento del Barco "ONJUKU".

El buque "ONJUKU" nunca ha sido utilizado, ni lo será, para asuntos ajenos a su especialidad: la INVESTIGACION OCEANOGRAFICA y la PROSPECCION PESQUERA.

~~ATENTAMENTE
SUFRAGIO EFECTIVO. NO REELECCION.
EL C. CONTRALMIANTE S.I.O. DIRECTOR GENERAL
ALBERTO M. VAZQUEZ DE LA CERDA
(M-32092)~~

メキシコ連邦官報 1992年6月25日（木）

漁業法

「メキシコ合衆国 共和国主宰」と記録した印章は横にある。

メキシコ合衆国憲法制定大統領カルロス サリナス デ ゴルタリより国民へ

この度、高潔なるメキシコ連邦国会より次の法案を下された

法令

メキシコ合衆国国会が以下の通り布告する

漁業法

第1章

一般的の決定について

第1条 本法は公衆のものであり、メキシコ合衆国国政憲法の第27条の規則に従って一時、部分または完全に生活を水中で過ごす動植物のような生物資源に関するものである。本法は水産資源の保護維持及び能率的な利用を行うとともに、資源管理振興の基礎を創立することが目的である。

第2条 本法決定項目の適用範囲は憲法の第27条第5項及び第8項の内容に従って、連邦領水域と共に、他国政府がメキシコ政府またはメキシコの国民に付与された利権、許容、公認或いはその他の法的な譲渡下で沖合または他国領の海域で漁業を行っているメキシコ旗の漁船に適用するものである。

第3条 本法の適用は漁業省に当たるものとし、他の連邦国事行政機関の能力に損害を与えず行い、後者等は前者と必要な共同作業を行わなければならない。漁業省に以下の役割を認める

- I. 連邦領水域における利用可能な水産資源目録を内容とした「国家漁業状」の作成発行、および 現実維持を行う。
- II. 漁船の整備、漁法器具の製造、改善を行うと共に連邦水域における水産動植物の利用、加工、流通と商業化の振興に必要な港、産業のインフラ創造、漁港地区の新たな創設を提案し、その運営に参加することに努める。
- III. 水産動植物生産品副産物の国内消費量を促進すると共に、多品への転換に努力を図り、水産物の競争力の向上のため利用及び食品としての多種多様化、加工、品質、内外的商業化を助長する。

- IV. 連邦州地方の各行政機関との共同作業で増養殖の促進に努める。
- V. 海亀類、海洋哺乳類の他、特別保護指定種或いは絶滅の危機にある水産動植物の保護に適した方針の指令、また保護種絶滅危機種の確定について、関連機関と協力する。
- VI. 水産資源の維持、漁場回復に関する方策を決定し、保護される必要がある水産動植物を守るため禁漁区水域の創立を規定し、漁禁止期間区域の設立を決定する。
- VII. 天然、技術的な条件を一致させ、漁業水域、増養殖区域におけるポストラバ、稚仔、種およびその他の生物学的な期の採集に関連する沿岸内水面禁漁保護区域の指定及び採集可能量や採集期限について決定する。
- VIII. 連邦領水域における水産動植物の導入に関する規則を行い、水産生物の健全な発達を保証するため技術衛生の規定を明らかにすると共に、直接にまたは適切な研究所や連邦国専行政各機関の共同作業で予防手段、抑制対策の確認を行う。
- IX. 漁獲割当量を制定し、機器、漁具、器材、人材、漁業技術、特定の種或いは種群の漁業行使最適隻数、漁船の特徴、対象種の漁獲可能期間、最小体長或いは最小体重について規則すると共に漁獲の管理、保存、運送に関して規定を提案する。
- X. メキシコ旗漁船またはメキシコ船籍登録漁船が沖合やメキシコ領排他的経済水域内で乗組員交換、積荷下ろし、積み替えの作用を行う場合必須規則に従うことを関係当局と共に監督する。
- XI. 共同体共有型のものを含めて漁業生産共同組合の要求に応じ、指導・訓練サービスを提供する。
- XII. 水産物、副産物の法的出所を証明要求。

本条に従って法令された一般決定が科学技術的な評価に基づくべきものとし、必要の場合連邦官報に公表することとする。

第2章

利権、許容及び公認について

第4条 本法が統制する水産資源の漁獲、水揚げ、養殖といった活動を行うために、その場合に適した利権、許容または公認が必要とする。但し、沿岸、河辺の住民が行う家庭消費用の釣り、陸上から行われるレジャー・スポーツフィッシング及び連邦領でない池などの水面で行われる増養殖のケースを除く。

第5条 利権、許容または公認の申請者が目的とする活動に必要な資産、漁器具の法的な所有証明またはその購入、貸出料あるいは製造計画証明及びその他必須条件を満たすこととする。

利権、許容及び公認について

第6条 本法に関連する利権の有効期間は最小5年間、最大20年間とする。増養殖の場合、50年間まで可能とする。期限満了権利の延期について、最初授けられたと同期間までの延長が可能とする。

利権所有者、許容所有者が使用漁法、技術、発見、研究、調査及び漁業関連の新プロジェクト等についての情報を漁業省に提供しなければならない。同様に法則により指定漁船が漁業省が指定された情報を記録するため漁業航海日誌帳を付けなければならない。

利権許容所有者のその他の義務、権利について相応法則章下で定めることとする。

第7条 利権、許容の譲渡は公衆の利益を参考にし、資源の状態利用有効度、保存必要度による制限されることみなす。

漁業省は法則の規準に基づき、地域、種または種群毎に商業漁業のための利権、許容付与は入札により行えることとする。

第8条 利権許容所有者は代理者との交換について、法則の条件を満たし、漁業省の承認を得て可能とする。但し、本法で明確に禁止されるケースを除く。

第9条 漁業省が予め法則の必須条件を満たしたメキシコ国籍の法人、自然人へ商業漁業のための利権、許容を譲渡することができる。

利権の譲渡は技術経済的な調査結果、出資金規模及び挽回を参考にして適用する。

許容の譲渡は投資の規模からみて技術経済的な調査が不必要な場合に適用する。

加工船または浮き工場の操業は利権許容の付与によって制限される。

第10条 漁業省が譲渡する利権許容は対象種、種群または水域毎に定義された通り、本法の法則に従って漁船単位または漁獲努力単位で付与することとする。

利権所有者または許容所有者は漁船の操業公認証明書を常に携帯しなければならない。但し、メキシコ商船隊の発展のために法律が定められる条件下で、漁船がメキシコの旗や登録番号表示またはメキシコ船籍登録簿に登録していなければならない。

第11条 漁業省が付与される許容の有効期間は4年間以上超える事が不可とし、権利の交換が本法第8条の条件下で可能とする。但し、レジャー・スポーツフィッシング許容、振興のための漁業許容及び商業漁業利権の申請根拠を置くために必要な漁業調査許容を除く。

第12条 漁業省が漁業振興といった目的の許容の譲渡は技術化学的な能力を証明できる者にのみ付与することとする。

第13条 レジャー・スポーツフィッシングのための許容はメキシコ国籍また他国国籍の自然人に付与することとする。

レジャー・スポーツフィッシングは法則指定種、領海基線から測る50海里区域以

内に限る。

レジャー・スポーツフィッシング指定種について、漁業省が本法第3条第IV項下で保存を考え創立する保護地区において、これらの種に関する研究活動以外の行為を許さないこととする。

第14条 漁業省が国家の利益及びメキシコが参加している国際契約協定に従って資源の豊富度を調べ、場合によって種毎の利用可能性を発表し、事情によってそれなりの規則を決定し、必須条件下で外国漁業船の特別な入漁を許すことを可能とする。どの場合も、必ず互惠の原則に厳しく従うこととする。

上記の場合に関連する許容所有権の交換は不可であり、許容譲渡について、要求国家との契約の場合に限る。但し、他州国籍の法人、自然人の場合申請、法則で定められた必須条件下で許容付与が可能とする。

公認について

第15条 漁業省はメキシコ国籍の法人、自然人に限り、以下の活動を行うための公認付与が可能とする。但し、認可所有権の交換は不可とする。

- I. メキシコ旗船籍登録の漁船が沖合、他国領海域での漁業行使
- II. 連邦領水域での定置漁法の設置
- III. 研究、増殖生産の目的で自然環境から親魚、幼生、ポストラバ、稚魚、卵、種仔魚の採集。但し、この活動に必要な公認は具体的な種の資源状態（豊富度、保護必要性）によって制限する。
- IV. 連邦領水域へ活種の導入、および
- V. 国の漁業教育機関のカリキュラムで必要とされた実習的漁業活動。

利権、許容、公認の無効について

第16条 利権許容所有者が指定期間内に行使を始めなかった場合または無理由で行使を連続的に30日間以上中止した場合、利権許容満期と決定し、無効となる。連邦領水域における増養殖について、企画された投資計画を実用化されない場合無効となる。

第17条 利権、許容、公認は以下の場合、取り消すことになる

- I. 生態系に悪影響を及ぼす場合またはこれを差し迫った危険に際する場合。

- II. 漁業省が要求された情報を指定の条件下、期間内で提出しない場合または不正確な情報提出の場合。
- III. 正当な理由が欠けて漁業省指定の一般技術的条件を期間内に応諾しない場合。
- IV. 漁業省の承認を得ずに公認の譲渡または利権許容権利の交換を行った場合。
- V. 破産、解散、分離または必要となった入札の場合。

第18条 利権、許容または公認の有効性を冒しやすい要因が譲渡以降発生した場合取に消すこととする。

第19条 利権、許容または公認の所有者の行為結果として満期済無効取消と決断され有効損失の場合、再び権利を与えられるまでに無効宣告の日から4年間が必要期間とする。権利取消の場合も同様にみなす。

権利の満了、無効及び取消宣告は法則の手順に従って行い、関係者に聴聞の保証を譲渡することとする。

第20条 漁業省は国立漁業登録局を設け、登録の実行は公衆、無料のものとする。自然人のレジャー・スポーツフィッシング権所有者を除き、利権許容公認下で漁業権を譲渡された自然人・法人が義務的に登録しなければならない。

同様に、国立公衆海洋登録局登録漁船並びに水産利用単位、水産学校および水産動物植物関連の研究教育機関が登録しなければならない。

漁業省が相当する登録証明書を交付することとする。

第3章 研究および訓練について

第21条 漁業省による実現された科学技術研究および訓練活動が生産、特に人間用食物生産に繋がるべくものとし、水産動植物資源の確認、数量推測、利用、管理、加工、保存、増加する能力促進を主の目的とする。

漁業省が連邦官関係当局、研究機関或いは民間部門との同格関係で研究、遺伝学、栄養学、公衆衛生学、技術指導のサービスを設けることとする。

科学技術研究発展のため漁業省が国立漁業研究所の支援に頼る。国立漁業研究所は水産動植物に関する科学技術研究と共に水産生物の、資源保存、資源回復、発達増進、増殖及び養育に関する指導を行うこととする。また、資源保存管理関連判断要素を供給する技術的意見指導を水産当局の要求、或いはその内部法則命令に応じて述べることと

する。

第4章 閲覧、違犯、および閲覧裁可について

第22条 漁業省は本法、関連法則の遵守に努める。そのため、閲覧監督、確実手段および施政違反裁決の行動を行うこととする。

連邦政府各当局はそれぞれの能力範囲で本法遵守に協力する。特定の場合どの当局の補助を求めることができることとする。

第23条 漁業省が指定係を通して閲覧訪問を行うことができるものとする。但し、当局指定係であることを証明する公書及び動機弁明をはっきりとした関連当局発行指令書を提示した上、閲覧訪問を行うこととする。

同伴に関して、当者選定二人の証人前で当局が相当する調書の作成を行う。不足の場合に限り、当局が証人を任命する事とする。当局が最終的没収可能な財産産物を一時的に引留めることができる。同様に、引留めた財産産物の保管人を指定し、禁止された漁法器具の場合以外漁業省自身が保管人になれないこととする。引留めた禁止漁法器具をすぐに法律が定めた運命を付けることとする。

極悪の場合、相応の起訴状案の精密的な作成を現場で行うこととする。

違犯について

第24条 以下の行為は本法違犯となる

- I. 相当する利権、許容または公認を得ずに、商業的漁業または自然環境から親魚幼生、ポストラバ、稚魚、卵、種、仔魚の採集。
- II. 相当する利権または許容が欠けて加工船または浮き工場の運航。
- III. 利権または許容所有権下で定めた割当または技術経済規準に従わない種または種群の資源利用。
- IV. 利権、許容または公認の条件下で漁獲されなかった水産物の請求または取引。
- V. 相当する許容または公認が欠けて振興、教育のための漁業またはレジャー・スポーツフィッシングの実行。
- VI. 不正利得の目的で振興、教育、レジャー・スポーツフィッシングまたは自家庭消費用に似せた漁業行動の実行。

- VII. 漁業省の無承認で利権または許容の権利譲渡。
- VIII. 利権、許容または公認証明のため漁業省発行書類を漁船中に携帯しない場合。
- IX. 相当する公認が欠けて他国漁船で漁業を実行する場合。
- X. 漁業省の公認が欠けて外国で漁獲物の下ろしまたは積み替えする場合。但し、不可抗力事故の場合を除く。
- XI. 漁業省の公認が欠けてメキシコの漁港で他国漁船の漁獲物を下ろす場合。但し、不可抗力事故の場合を除く。
- XII. 法則に定められた事を守らず入港、水揚げまたは採集活動の通知を漁業当局へ届けしない場合。
- XIII. メキシコ旗登録漁船を利用した沖合或いは外国領海域での不許可漁業活動を実行する場合。但し、レジャー・スポーツフィッシングの場合を除く。
- XIV. 外国政府がメキシコ政府に付与された漁業公認条要件を従順しない場合。
- XV. 漁業省が提供する科学技術情報の不正な応用。
- XVI. 漁業省が許さない爆発性器材或いは汚染する物質を漁船での運搬。
- XVII. 漁業省が公認登録した漁船以外の船での漁業活動の場合。
- XIX. 漁業省指定の禁漁種または最小体重体長を越えない固体の水揚げ、漁獲、所有、運搬、商売の場合。また、これらを指定保護禁漁区域から獲得する場合。
- XX. 漁業省不承認、技術規準に従わない方法で或いは故意に海亀、海洋哺乳類及び絶滅危機にある種類の捕獲。
- XXI. 漁業航海日誌帳の利用を避け、これを指定期間以内に当局へ提出しない場合、または技術的情報の不正確誤記入の場合。
- XXII. 漁業省が定めた条件下、期間以内に要求された情報を発表しない場合または誤った情報を発表した場合。
- XXIII. 正規のな公認が欠けて定置型漁法を設置する場合。
- XXIV. 水産資源保存を有害するまたは危険、悪化的な影響を与える生物或いは生物学的な物質が、どの形でも連邦領水域へ導入または扱った場合。

XXV. 漁獲した水産動植物を所有、在庫、運搬、取引する者が漁業省の要求に応じて、これらの法的な出所を書類で証明しない場合。

第25条 漁業省が本法で定めた事の違反に対する制裁を決定し、違反重大によって調節し、相当する刑罰に不利を与えないように適用することとする。

上記の内容を適用するために制裁を次の5種類に分別する

1. 利権、許容または公認の取消、漁獲物の没収及び（または）漁法器具の没収及び（または）罰金の負。また、違反の重大さによって設備の一時休業及び（または）船または乗物の没収。
2. 利権、許容または公認の取消、設備の常置休業及び（または）罰金の負。
3. 利権、許容または公認権利の一時停止、設備の一時休業及び（または）罰金の負。
4. 水産動植物から得た産物及び（または）船または乗物、漁法器具の没収及び（または）罰金の負。
5. 戒告。

本条で定める船乗物の没収また設備の一時的或いは常置閉鎖について特別に重大な場合にのみ適用する。

ひとつの閲覧記録状中に幾つかの違反が記録されている場合、これらが全て制裁される事とみなす。但し料金の総額は本法の第26条のD)項の内容に定められた最高の範囲を越えないこととする。

遼邦領海域での違法的な漁業のため外国漁船抑留の場合、本邦約定の国際的な義務を守り、互恵の原則に厳しく従うこととする。

いずれの場合、戒告が違反者に適用され、再違反者への罰金拡大の背景となる。

第26条 漁業省が違反の深刻さ及び違反者の経済的な状況を参考にし、下記の一覧表及び第27条で定められる表の内容に基づいて罰金額を決定する

- A) 最低賃金を 20 ~ 100 回数
- B) 最低賃金を 101 ~ 1000 回数
- C) 最低賃金を 1001 ~ 2000 回数

D) 最低賃金を 2001 ~ 20000 回数

違反時現行のメキシコ連邦政府所在地(D.F.)の一般最低賃金に基づくこととする。

第 27 条 本法規に定めた制裁及び科料は次の表に基づいて適用する

違反の内容が第 24 条項目に当たる項	第 25 条の内容に基づく適用制裁分別	第 26 条の一覧表に基づく適用罰金分別
I.	1	C
II.	1	C
III.	3	C
IV.	4	C
V.	1	A
VI.	4	B
VII.	2	C
VIII.	3	A
IX.	4	D
X.	4	D
XI.	4	C
XII.	3	B
XIII.	4	C
XIV.	5	D
XV.	5	B
XVI.	1	C
XVII.	4	D
XVIII.	3	B
XIX.	1	C
XX.	1	D
XXI.	3	B
XXII.	3	A
XXIII.	4	B
XXIV.	4	D
XXV.	1	C

再違反者の場合、最初の違反に適用された罰金分別に次ぐ上段分別または、本法第 26 条の一覧表に定めた最高分別の場合、その二倍の罰金とする。

第 28 条 没収された産物または所有物に漁業省が以下のどちらかを選定し、運命付けを行う。公売を付ける、水産物の場合、直売する、禁漁期中漁獲されたもの或いは公認最小体長を上回らない物の場合、社会福祉復興機関へ寄付する、汚染または腐敗され

た物そして禁漁法器具が訴訟を起こした場合これらを破滅する。

第29条 連邦が漁法違反罰金から得た収入の50%並びに没収産物及び所有物売上収入の70%を以下の目的に用途し、漁法の規則に従ってそれなりの分配を行うこととする。水産部門関連閲覧計画基金の成立、漁業省職員の実行生産力に対する刺激報奨及び漁法違反摘発に対する報酬。

第5章

行政上の再審請求について

第30条 漁業省が命令された裁決に対し、本法に基づいて裁決通知届けの15日間以内に再審請求の控訴が可能とする。

同様に利権、許容または公認の申請に対して関係当局からの返事が規則で定めた期間以内に行われなかった場合、再審請求の控訴が可能とする。

再審請求の目的は請求裁決の取消、修正または確認であり、最終的な判決に非難違反内容を法定基盤に基づき、決裁点を定めることとする。本法の法則に再審請求の手順及び実証に必要な条件を定めることとする。

再審請求の控訴は筆記の形にし、中に申請者名住所及び違反内容を記入した上必要と思われる証拠書類及び本人の動産を証明する書類を同封し漁業省頭部宛に提出しなければならない。

没収物件及び罰金の金額を国庫収入法典の条件下で保証される限り、再審請求の控訴によって没収罰金に関する裁決執行を中止となる。

経過措置

第1条 本法がメキシコ連邦官報に発布された日の翌日から実行となる。

第2条 1986年12月26日の連邦官報に発布された連邦漁業法を廃止する。但し、第XVII章を除く。本章をメキシコ合衆国国政憲法の第89条、第1項に従って、各自法則の発行まで適用し続けることとする。

第3条 本法実行以前付与された利権、許容または公認はそれぞれありのままの条件下で有効と残る。

廃止連邦漁業法の第VI章下で譲渡された漁業許容権利を所有する漁業生産共同組合（協同体共有型のものを含めて）筆記申請の上、権利の満期から一年間の延期を申し込むことが可能とする。但し、延期期間が1993年12月31日を越えない場合に限る。これら

の権利を本法の第8章下で譲渡することが可能である。

同様に、上記の許容権利所有者が権利の本来の期間進行中に、本法に定める利権許容案に従うかどうかは選択することが可能とし、利権または許容譲渡の場合、優先権を与えることとする。

第4条 本法の法則発行まで対立がない限り、廃止連邦漁業法の法則に従い続けることとする。

メヒコ、D.F.にて、1992年6月9日。パブロ エミリオ マデロ ベルデン上院議員議長。グスタボ ゲレロ ラモス上院議員議長。アルベルト アレハンドロ レーボラ ゴンサレス国会議員次官。アントニオ メルガル アランダ国会議員次官。署名。

メキシコ合衆国国政憲法の第89条第1項に従って、正当の発布、遵守を行われるため本法令を布告する。メキシコシティ、連邦統治権官邸にて、1992年6月23日。カルロス サリナス デ ゴルタリ。署名。フェルナンド グティエレス バリオス國務長官。署名。

JICA